

(別表1)

第一次審査基準

評価対象	評価項目	配点	判断基準	加点点
実績 【100点】	製品の採用実績件数	60	<ul style="list-style-type: none"> 参加申込者が提案する統合型の校務支援システムの製品(※1)について、大阪府内の市町村における公示日現在の採用学校数(※2)をもとに、製品として信頼度・安定度を下記の計算式により評価する。 大阪府内における製品としての採用実績を評価するものであるから、参加申込者自身が導入したものに限らず、他社が導入したものであっても、参加申込者が提案する製品が、公示日現在、当該市町村において採用されていれば、当該市町村の学校数を実績として含むことができる。 $A = \text{配点} \times \frac{\text{参加申込者が提案する製品の採用学校数}}{\text{全申込者中最多採用学校数}}$ 注)小数点第1位を四捨五入	A
	本市業務の実績件数	40	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月以降公示日までの間に本市が発注した各種情報機器の購入又は賃貸借(リース)又は構築・運用・保守等の委託業務(※3)の受注件数に関する実績を通して本市の特性、実情に関する精通度を下記の計算式により評価する。 賃貸借(リース)の場合は、元請けとしての受注件数に限らず、下請け(※4)としての受注件数も含むことができる。 $B = \text{配点} \times \frac{\text{参加申込者受注件数}}{\text{全申込者中最多受注件数}}$ 注)小数点第1位を四捨五入	B
予定業務責任者・担当者 の経験 【40点】	予定業務責任者の実績件数	25	<ul style="list-style-type: none"> 当該予定業務責任者が、過去10年(平成27年4月1日から令和7年3月31日まで)の間に大阪府内の市町村が発注した校務支援システムの構築・運用・保守等の委託業務の業務責任者として完了した実績件数について、下記計算式により評価する。 $C = \text{配点} \times \frac{\text{当該予定業務責任者実績件数}}{\text{全予定業務責任者実績中最多実績件数}}$ 注)小数点第1位を四捨五入	C

	予定担当者 の実績件数	15	<p>・当該予定担当者（※5）が、過去10年（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）の間に大阪府内の市町村が発注した校務支援システムの構築・運用・保守等の委託業務の担当者として完了した実績件数について、下記計算式により評価する。</p> $D = \text{配点} \times \frac{\text{当該予定担当者実績件数}}{\text{全予定担当者実績中最多実績件数}}$ <p>注) 小数点第1位を四捨五入</p>	D
情報保護に対する取り組み 【10点】	情報保護に関する資格の有無	10	・ISO/IEC27001 又は JIS Q27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けている場合に加点する。	6
			・プライバシーマーク（個人情報保護マネジメントシステム）の付与を受けている場合に加点する。	4
計		150		

- ※1 製品とは、校務支援を目的として開発されたパッケージとしての統合型の校務支援システムをいう。申込者自身が自社で開発したものに限らず、他社が開発したシステムを調達し、それを構築、運用、保守する場合も含む。
以下の場合は導入実績として認めない。
- 出欠席機能のみ、成績機能のみ、健康管理のみ、グループウェアのみ等、統合型の校務支援システムの一部機能のみを利用している場合
- ※2 採用学校数は、提案する校務支援システムが採用されている市町村の小学校・中学校・義務教育学校の合計数とする。義務教育学校は、前期課程・後期課程を合わせて1校として数える。導入先の学校が小学校のみ、中学校のみ、義務教育学校のみの場合は、その数を計上するとともに備考欄にその旨を記入すること。
以下の場合は導入実績として認めない。
- 導入先の学校が小学校・中学校・義務教育学校以外の場合
- ※3 本市の各種情報機器の購入又は賃貸借（リース）又は構築・運用・保守等の委託業務については、部門や所管課は不問とし、施行中の業務を含めてよいものとする。
- ※4 下請けとは、本市がリース契約を締結したリース会社（元請け）と売買契約を締結し、本市に対しリースの対象物品の納品した者をいう。
- ※5 担当者が2名以上の場合は、その内の実績件数の多い者1名をもって特定する。